

さらば収入役よ

・廃止となった収入役制度を見る・

東川 孝

千歳市名誉市民

(第五代千歳市収入役)

はじめに

本年三月三十日午後五時過ぎ、第九代収入役野元和光は、任期を一年残しながら多くの職員の見送りを受けて庁舎を後にした。

これは、地方自治法の改正によって、在任特例があるにもかかわらず、平成十九年三月三十一日で収入役制度の廃止に合わせて退任したのであった。

本稿は、市三役の一人であった私が収入役の制度について、いつの時から始まり、その役割はどうであったのか、歴代収入役はどのような人だったのか等について認めたものである。

一、地方自治制度の沿革

(一) 郡区町村編成法で自治制の基礎ができた

わが国の地方自治制度は、明治維新の前・後に分けられる。

維新前は、例えば室町時代から戦国時代にかけて栄えた大坂堺のように、ヨーロッパの自由都市にも比すべき大きな自治権をもっていたとこ

ろもあるが、自治制度としての型ができたのは三新法といわれる郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則が制定された明治十一年である。

郡区町村編成法（明治

十二年七月施行）は図・

一のような仕組みである。

郡の下に町村を区画し、

これを国の地方行政区画

とすると同時に、区および

町村を自治体とした。

開拓使は、郡区町村を編成するため、新たに、九十郡区・八百二十六町村、及び札幌・函館両区ほか十九郡役所・百三十六戸長役場を設置している。

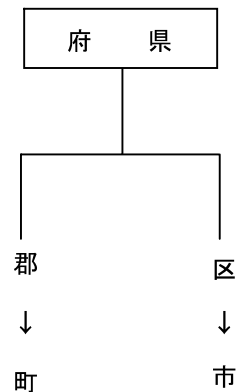
(二) 近代的自治制の発足

明治二十一年四月十七日、市制・町村制が公布された。その内容は、市町村会は、選挙による名誉職（無給）の議員をもって組織され、執行機関としては、町村会で選挙する町村長を置き、市には、市会推薦または選挙する市長・助役・名誉職参事会員で組織する合議制の参事会を設け、市長は、市会の推薦する候補者のうちから内務大臣が選任した。

この制度は、範を当時のプロイセンにとったモッセの草案を基礎としていた。当時としては、相当進歩的制度を採用したと言われている。制度は大陸型であり、「団体自治」は一応備えていたが（註・一）、「住民自治」の要素は不完全であった（註・二）。

なお、この市制・町村制は北海道には適用されなかった。

昭和十八年、第二次世界大戦の戦時体制強化の必要から、地方自治制度の大改正が行われた。その主なものは、次のとおりであった。



図一 郡区町村編成法での仕組み

- ・市長は、内務大臣の任命
- ・町村長は、都道府県知事の認可

・都制の施行で、東京府・東京市の廃止

このように、地方自治制も戦争目的完遂のため、国家行政の一翼に組み入れられたのであったが、昭和二十年に敗戦となった。

(三) 新しい自治制と住民自治

現行の地方自治制度は、昭和二十二年に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）が施行された。

これによって、旧制の市制・町村制は廃止となった。

地方自治法は、日本国憲法に沿った新しい自治制度として誕生、アメリカの地方自治制度の影響から、旧制度の中央集権的制度から地方分権的制度となり、住民自治が画期的に拡充された。

いまや地方自治法は、制定以来六十年が経過するが、この間幾度となく改正が行われてきた。最近では、平成十二年施行の「分権一括法」は、その膨大さから、明治維新、第二次世界大戦の敗戦に次ぐ、日本の「第三の改革」と言われる程の大きな改正であった。それは、四百七十五本の法律を一括公布したことから解るであろう（註・三）。

さらに、平成十八年の改正は、電算化の進展、監査制度の充実等により、会計処理の適正な執行を確保することが可能になってきたことから、出納長・収入役の廃止となった。また、助役の「副市長」への名称変更についても改正された。

(四) 北海道に特別自治制が

それでは、北海道自治制の特徴を見ることとする。

ア. 「北海道に関する意見書」

明治二十七年五月井上馨内相（註・四）が、かねて北海道の特殊

な立地条件と社会的基盤に注目し、府県と異なった制度が必要と考えて発表した意見書がある。それを要約すると、「北海道の中には、函館のように一応の市街地が形成されているところもあるが、大部分が草味茫漠そうまいぼうばく―未開で発達せず、とりとめがないほど広い―の開拓地で住民は税金を納める力がない。ために簡略な制度をつくり、基礎が確立するのを待って漸次、地方行政の完成を期すべきだ」。

これによって、それまでは札幌・函館を除き、郡区町村編成法による自治制であったが、北海道には特別の自治制が布かれることとなった。

イ. 北海道一・二級町村制

その特別な自治制として「北海道一級町村制（明治三十年五月二十九日勅令第五百十号）」及び「北海道二級町村制（同日勅令第六百六十号）」が公布された。

しかし、この一・二級町村制は、そのまま施行されず、改正を重ね、一級町村制は明治三十三年七月、亀田郡大野村ほか五か村、松前郡福山町ほか九か町に実施された。

次いで、明治三十五年四月、二級町村が札幌郡札幌村、石狩町など、六十二町村に施行された。

ここで若干、一・二級町村を比較してみよう。

① 町村吏員

一級町村では、助役が置かれることとなり、町村長及び助役は任期四年で町村会が選挙し、北海道庁長官の認可を受けることとなった。

また、収入役のほか、町村条例で収入役代理は、任期四年で、町村長の推薦により町村会が選び、北海道庁長官の認可を受けることとされた。

これに対し二級町村では、町村長は北海道庁長官が、書記は北海道庁

支庁長が任命し、任期は四年としている。なお、助役の制度はなかった。
② 町村会

議員定数は、一級町村では人口段階別に八人から二十四人まで法定(町村規則で減員できる。)としているが、二級町村では、四名以上十二名以下とし、北海道庁長官が定めることとなっている。

一級町村では、等級選挙制が原則であるが、二級町村ではそれがない。一級町村の町村会議員の任期は六年で三年毎に各級で半数を改選するが、

二級町村では、任期二年で半数改選の制度がない。両級町村とも議長は町村長が当たる。

このように一級町村と二級町村とは、その組織運営について、いくつかの相違点があげられる。特に一級町村には、明治三十年の制定当初より相当に自治が拡充されているが、二級町村では、町村会に条例・規則の制定権がなく、町村費をもって支弁すべき事業についての議決権もなかった。

年 月	内 容
明 2 (1869) .7 " .8	蝦夷開拓使を民部省に置く 蝦夷地を北海道と称し、11国86郡に分割施政
明 12 (1879) .7	郡区町村編成法施行。札幌・函館は区となる その他は郡の下に826町村を定めた
明 15 (1882) .2 明 19 (1886) .11	開拓使を廃し、札幌・函館・根室の3県を設置 3県を廃止、北海道庁を置く
明 21 (1888) .4 明 30 (1897) .5 " .7	市制・町村制制定(北海道・沖縄は適用除外) 北海道区制・北海道1・2級町村制公布(施行は延期となる) 千歳郡各村のうち、漁・島松の2村で戸長役場を置く
明 30 (1897) .11 明 32 (1899) .8	郡役所を廃止し、札幌ほか18支庁を設置 北海道区制施行(札幌・函館・小樽に区制)
明 33 (1900) .7 明 35 (1902) .4	北海道1級町村制施行(亀田郡大野村外5村・松前郡福山町外9村) 北海道2級町村制施行(札幌郡札幌村など62町村)
明 34 (1901) .4 明 44 (1911) .	北海道会法及び北海道地方費法施行 市制・町村制は「市制と町村制」別々の法律となる(法68・69号)
大 4 (1915) .4 昭 14 (1939) .4	千歳村2級町村制施行 千歳村1級町村制施行
大 11 (1922) .4 大 12 (1923) .4	北海道会法・北海道地方費法改正(道会は府県会とほぼ同等の組織となる) 戸長役場を全廃し、町村制が施行される(市6,1級99,2級55)
昭 18 (1943) .6	北海道1・2級町村制廃止、全国一律の町村制となる 2級町村は指定町村となる
昭 20 (1945) .8 昭 21 (1946) .9 " .10 昭 22 (1947) .5	終戦 府県制を道府県制と改め、北海道会法・北海道地方費法を廃止 指定町村廃止 地方自治法(昭22法律第67号)〈22.5.3施行〉 北海道は地方自治体となる 市制・町村制廃止(地方自治法附則第2条)
昭 33 (1958) .7	市制施行 千歳市となる
平 19 (2007) .4	地方自治法の改正によって出納長・収入役廃止 助役は「副市長」となる

表一 北海道の自治制度

一方、町村長の専決権が一級町村より大きかった。例えば、軽微な事件は書面決裁で各議員の家を廻り、三分の二以上の同意があればよいとされていた。即ち、町村会の存在が一級町村に比べ、ほとんど名目的なものであったと言われている。その後幾多の改正によって、自治制度は充実され、本州府県に適用されている市制町村制に準ずる制度になってきたが、戦雲急を告げる昭和十八年六月北海道一・二級町村制が廃止され、国民の戦時生活遂行のための組織となってきた。

二. 千歳市自治の歴史

(一) 戸長役場から千歳町へ

明治十三年三月一日、千歳郡千歳村各村戸長役場が千歳村に設置、初代戸長に石山専蔵が就任した。この日が自治「千歳」のはじまりであり、開庁記念日としている。

各村とは、「千歳・長都・蘭越・烏柵舞・漁・島

松」の六村である。

これは、明治十一年の郡区町村編成法によって、開拓使が郡区制に改め、現在の市を区として区長を、地方の郡に郡長を、各郡に戸長をそれぞれ置いた。胆振国では室蘭・虻田・有珠・幌別の四郡役所を室蘭に、苫小牧には勇払ほか五郡役所（白老・千歳・沙流・新冠・静内）を置いた。その後、明治二十二年に勇払ほか五郡役所は室蘭郡役所に合併、千歳郡は札幌郡外四郡役所の管轄下となる。



表一 千歳市自治の歴史

このとき胆振支庁管内から、現在の石狩支庁管内となったのである。近代的な地方自治の発足と言われた市制・町村制が明治二十一年に公布されたが、北海道と沖縄には適用されなかった。

その後、明治二十七年、前述のように井上馨内相の「北海道に関する意見書」によって特別な自治制が検討され公布を見たが、施行されず、幾度かの改正を得て、明治三十三年七月、ようやく北海道一級町村制が

年月	内容
明 12 (1879) .7	郡区町村編成法施行、札幌・函館は区となる
明 13 (1880) .3	千歳村に戸長を置き、千歳郡各村（千歳・長都・蘭越・烏柵舞・漁・島松）の事務を行う（開庁記念日）
明 21 (1888) .4	市制・町村制制定（北海道・沖縄は適用除外）
明 30 (1897) .5	北海道区制・北海道一・二級町村制公布（公布のみ）
明 30 (1897) .7	千歳郡各村のうち、漁・島松の2村で戸長役場を置く
明 32 (1899) .8	北海道区制施行（札幌・函館・小樽に区制施行）
明 33 (1900) .7	北海道一級町村制施行
明 35 (1902) .4	北海道二級町村制施行
明 44 (1911) .	市制・町村制は「市制と町村制」別々の法律となる（法 68・69）
大 4 (1915) .4	千歳村二級町村制施行（収入役設置）
大 12 (1923) .4	戸長役場を全廃し、町村制施行
昭 14 (1939) .4	千歳村一級町村制施行（助役設置）
昭 17 (1942) .5	町制施行 千歳町となる（町村制）
昭 18 (1943) .6	北海道一・二級町村制廃止。二級町村は指定町村となる
昭 20 (1945) .8	終戦
昭 21 (1946) .10	指定町村廃止
昭 22 (1947) .5	地方自治法施行。市制・町村制廃止
昭 33 (1958) .7	市制施行 千歳市となる（全道 24 番目）
平 19 (2007) .4	地方自治法の改正によって出納長・収入役廃止。助役は「副市長」に変更（収入役は 92 年の歴史に幕となる）

表一 千歳の自治制度

1 戸長

歴代	戸長名	就任年月日	摘要
初代	石山 専蔵	明治13年3月1日	明治12年7月 郡区町村編成法施行
2代	秦 一明	明治13年10月25日	
臨時代理	石山 専蔵	明治17年 月 日	
3代	太尾 長祥	明治17年11月22日	
4代	下宮 良平	明治19年3月2日	
5代	三木 勉	明治20年6月1日	
6代	常葉 隆久	明治25年2月8日	
7代	増川 兵蔵	明治26年6月13日	
8代	岩田 秀雅	明治30年5月20日	明治30年7月 漁村・島松村分村
9代	橘 莞爾	明治31年7月29日	明治32年8月北海道区制、1・2級町村制
10代	岩田外喜男	明治35年4月20日	
11代	福士 武美	明治36年4月10日	
12代	中川種次郎	明治37年4月20日	
13代	深田猪七郎	明治37年6月1日	
14代	国谷清之助	明治45年5月27日	
15代	川村 隆吾	大正2年12月24日	
16代	間山 俊助	大正3年5月30日	

2 村長

初代	間山 俊助	大正4年4月1日	二級町村制施行
2代	山田 旦	大正5年6月30日	
3代	後藤彌次郎	大正7年12月10日	
4代	山田 旦	大正12年1月31日	大正12年 戸長役場制度廃止
5代	川合新三郎	大正14年3月24日	
6代	鹿目 徳親	昭和5年1月23日	
7代	清水 良作	昭和7年9月21日	
8代	畠山 定吉	昭和11年1月30日	
臨時代理	畠山 定吉	昭和14年4月1日	一級町村制施行
職務管掌	高橋鋼三郎	昭和14年7月15日	
9代	岡本 幸信	昭和14年10月14日	

3 町長

初代	岡本 幸信	昭和17年5月1日	町制施行（市制・町村制）
臨時代理	舛田 岩雄	昭和21年11月7日	
臨時代理	中川種次郎	昭和21年12月21日	
2代	山崎 友吉	昭和22年4月15日	地方自治法施行（昭和22年5月）公選

4 市長

初代	山崎 友吉	昭和33年7月1日	市制施行
2代	米田 忠雄	昭和34年5月1日	
3代	東峰 元次	昭和50年4月27日	
4代	梅沢 健三	昭和62年4月27日	
5代	東川 孝	平成3年4月27日	
6代	山口幸太郎	平成15年4月27日	在任中

表-4 歴代首長



写真-1 千歳村役場（昭和11年版村勢要覧）

昭和十四年、海軍戦略の必要性から千歳に海軍航空隊が設置され、航空機の修理等を行う海軍航空廠も立地したことにより、人口は一万一千人となった。さらに、昭和十七年には、町制を施行し、千

歳村が実現を見た。この間、明治三十年に漁・島松の二村が恵庭村として分村していった。こうした変遷を得て、千歳が北海道二級町村制を施行したのが大正四年四月で、このとき初めて収入役が設置された。さらに、昭和十四年四月一級町村制を施行、助役が設置された。北海道一・二級町村制が施行されてから二級になるまで十三年、一級

には何と三十九年を要したことになる。発展のテンポが遅々であったことを思うとき、当時の村長の労苦が偲ばれる。
（二）海軍航空隊の町として発展する
 大正十五年十月二十二日、村民歓喜のなか「北海」第一号機が着陸して以来、千歳は航空に夢を託し国設飛行場、陸軍飛行隊の誘致運動を進めてきた。

歳町となり人口も一万四千人と膨らんできた。

海軍航空隊の開庁により、町は、都市計画の必要性から、昭和十六年四月、市街地一五三鈔の第一次土地区画整理事業の決定を得て、本町・東雲町・錦町・清水町等十町の市街地整備を実施した。

この事業で行われた道路整備のひとつが、千歳駅前―航空隊営門前―

区分	歴代	氏名	就任年月日	退任年月日	在職年数	備考
一級	初代	松樹 亮溪	昭和 14 年 11 月 2 日	昭和 18 年 9 月 3 日	4	助役設置
町村	2代	舛田 岩雄	昭和 18 年 10 月 19 日	昭和 22 年 3 月 23 日	3	
地方自治法	3代	高橋 為次	昭和 22 年 6 月 30 日	昭和 34 年 5 月 2 日	12	助役 2 人制
		村田 貢	昭和 22 年 6 月 30 日	昭和 26 年 6 月 29 日	4	
	4代	神藤為五郎	昭和 34 年 7 月 10 日	昭和 38 年 7 月 9 日	4	
	5代	東峰 元次	昭和 38 年 10 月 1 日	昭和 50 年 2 月 17 日	12	
	6代	岩瀬 正人	昭和 50 年 5 月 29 日	昭和 57 年 11 月 8 日	7	
	7代	菅原 文弥	昭和 58 年 5 月 17 日	昭和 62 年 5 月 16 日	4	
	8代	杉森 一身	昭和 62 年 5 月 17 日	平成 3 年 5 月 16 日	4	
	9代	小松 裕	平成 3 年 5 月 17 日	平成 7 年 5 月 16 日	4	
	10代	松岡 信之	平成 7 年 5 月 17 日	平成 11 年 5 月 16 日	4	
	11代	鈴木 修	平成 11 年 5 月 17 日	平成 16 年 3 月 31 日	5	
12代	川端 正裕	平成 16 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 31 日	3		
改正	13代	駒澤 文雄	平成 19 年 5 月 1 日	—	—	副市長に改称

表一5 歴代助役・副市長

七^{キロ}のコンクリート舗装であった。舗装道路は千歳最初の工事で、北海道では帯広市に次ぐ二番目のものであった。

この、第一次区画整理事業が戦前から施行された基盤があったことが、戦後のまちづくりに大きな混乱もなく、今日の市街地整備につながったのである。

(三) 空港と企業誘致で大きく進展

昭和二十年八月の終戦により、軍

が解隊となり、一万八千人あった人口が約一万人に半減した。しかし、戦後米軍の進駐、民間航空の再開、自衛隊の駐屯などから人口も増加してきた。

昭和三十三年七月、待望の市制を施行し、人口四万七千二百人の千歳市が誕生した。これは、道内二十四番目の「市」であった。

その後、新千歳空港の機能の充実、防衛施設の整備、企業の進出などから、最近の人口は九万二千人を数えるまでになった。

市制施行から来年で半世紀。思いはいろいろあるが、「全道一若いマチ」北海道を牽引する千歳市として、さらなる伸展を願うものである。

三. 収入役制度とその役割

(一) 収入役制度のはじまり

わが国の収入役制度は、明治二十一年に制定された「市制・町村制」によってスタートした。即ち市制第五十八条に、「市ニ収入役一名ヲ置ク収入役ハ市参事会ノ推センニ依リ市会之ヲ選任ス」、町村制第六十二条には「町村ニ収入役一名ヲ置ク収入役ハ町村長ノ推センニ依リ町村会之ヲ選任ス」となっている(註一五)。

ところが、この附則(第三百三十二条)で、「此法律ハ北海道・沖縄県其他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ニ之ヲ施行セス別ニ勅令ヲ以テ其制ヲ定ム」とされ、この法律は北海道・沖縄県には適用されなかった。

そこで、前述したとおり、井上馨内相が明治二十七年に発表した「北海道に関する意見書」によった特別な自治制の「北海道一級町村制」及び「北海道二級町村制」が制定された。

この自治制も直ちに施行されず、改正を重ね、一級町村制は明治三十三年、二級町村制は明治三十五年にそれぞれ施行された。

したがって、北海道の収入役制度はこのとき、即ち明治三十三年の一級町村制から設置されたのである。

それでは、千歳の収入役制度はどのような過程を経たのであろうか。大正四年四月一日千歳村外三村に二級町村制が施行され、四村戸長役場（千歳村・長都村・蘭越村・烏柵舞村）は千歳村役場に置かれた。

ここに、収入役制度が誕生、初代収入役に三海亀蔵が発令された。当時の資料による事務引継ぎは次のとおり。

事務引継書

今般當村長就任致候ニ付別紙目録通り事務引継候也

大正四年四月一日

千歳村長 間山 俊助

千歳村収入役臨時兼掌

千歳村書記 三海亀蔵 殿

當村村長ヨリ別紙目録通り事務引継相成正ニ受領候也

大正四年四月一日

千歳村収入役臨時兼掌

千歳村書記 三海亀蔵

千歳村長 間山俊助 殿

引継明細には、一般会計・特別会計の現金出納と未払分についての明細が記載されている。当時は、戸数七百七十八、人口三千九百三十一人となっている。

この年、初の村会議員選挙によって十名の議員が選出され、新しい行政が始まった年でもあった。

収入役臨時兼掌とは、北海道二級町村制第七十条によって、「特別の事情のあるときは書記に事務を兼掌させることができる」となっている。

三海亀蔵は、大正四年六月十二日付で、千歳郡千歳村収入役として正式に発令されている。

三海は、その後昭和二十二年まで、三十二年の長きにわたって収入役を務めた。制度をよく理解し、誠実に職務に精励した、人望の厚い尊敬する先輩であったと思う。

なお、三海家直系の子孫は、千歳市議会議員の神田聖子ほか三人が市内に居住している。

(二) 収入役役割

ここで、収入役の役割をみると、改正前地方自治法（以下「改正前法」という）第六十八条で、市町村に収入役一名を置くことが決められている。

収入役制度を設けた趣旨は、会計事務について、命令機関と執行機関を分離し、事務の公正な処理を確保しようとするものであり、収入役は、



写真-2 千歳村役場吏員

前列右から、財務・税務主任 熊谷正、収入役 三海亀蔵、千歳村長 清水良作（昭和10年千歳・恵庭・廣島三村銘鑑録より）

市長の補助機関であるが、会計事務の執行について、独立の権限が与えられているところにその特色がある。

また、助役と異なり、その任期中は解職されないことも特色である（改正前法第六十八条第七項）。

収入役の職務権限は、改正前法第七十条に定められている。

- 一、現金の出納及び保管
- 二、小切手の振り出し
- 三、有価証券の出納及び保管
- 四、物品の出納及び保管
- 五、現金及び財産の記録管理
- 六、支出負担行為の確認
- 七、決算の調整

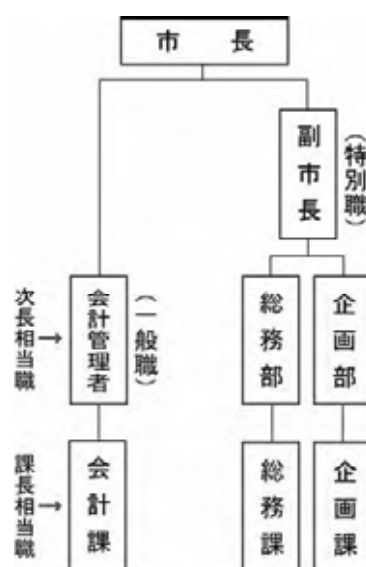
このほか、日常業務として、指定金融機関が行う収納支出事務、振替郵便貯金の取扱事務と、公金の効率的運用を図る積立金運用があった。

これらの運用で、筆者が収入役を務めていたころ、年間八千万〜一億円程度の運用益があったことを記憶している。しかし、今は経済事情も違い、当時は良き時代だったのかもしれない。

今回、地方自治法の改正（以下「新法」という）によって「収入役」が廃止、一般職である「会計管理者」を置くこととされたが、会計事務の適正な執行が前提となることには変わりはなく、会計管理者の職務権限についても収入役のそれと変更はないとされている。

これは、収入役が廃止となっても、一般職の会計管理者が事務を引き

継ぐということである。これは図・2のようになる（註・六）。



図一2 収入役廃止後の組織

(三) 歴代収入役

大正四年四月、初めて収入役制度が設けられ、初代収入役に三海亀蔵が就任したことは前述のとおりであるが、歴代の収入役は、表・六のとおりである。この表で見ると、収入役制度は九代でその任を終えたことになる。その特徴は、

- | | |
|----|----------------|
| 初代 | 三海 亀蔵 (在任三十二年) |
| 三代 | 新谷喜久夫 (在任二十四年) |
| 二代 | 熊谷 正 (在任八年) |
| 四代 | 富永 正 (在任八年) |

五代以降の収入役は、それぞれ在任三年から六年となっている。また、仕えた首長は表・六のとおりである。

区分	歴代	収入役氏名	在職期間	在職年数	仕えた首長		
北海道 一・二級町村制	初代	三海 亀蔵	大正 4年 4月 1日～ 昭和 22年 11月 2日	32	初代村長	間山 俊助	大正 4年 4月 1日
					2代	山田 旦	大正 5年 6月 30日
					3代	後藤彌次郎	大正 7年 12月 10日
					4代	山田 旦	大正 12年 1月 31日
					5代	川合新三郎	大正 14年 3月 24日
					6代	鹿目 徳親	昭和 5年 1月 23日
					7代	清水 良作	昭和 7年 9月 21日
					8代	畠山 定吉	昭和 11年 1月 30日
					9代	岡本 幸信	昭和 14年 10月 14日
	町				初代町長	〃	昭和 17年 5月 1日
地方 自治 法	2代	熊谷 正	昭和 22年 12月 8日～ 昭和 30年 12月 8日	8	2代	山崎 友吉	昭和 22年 4月 15日
					〃	〃	昭和 26年 4月 15日
	3代	新谷喜久夫	昭和 30年 12月 16日～ 昭和 54年 12月 15日	24	〃	〃	昭和 30年 4月 15日
					初代市長	〃	昭和 33年 7月 1日
					2代	米田 忠雄	昭和 34年 5月 1日
					〃	〃	昭和 38年 5月 1日
					〃	〃	昭和 42年 5月 1日
					〃	〃	昭和 46年 5月 1日
	4代	富永 正	昭和 54年 12月 16日～ 昭和 62年 12月 15日	8	〃	〃	昭和 54年 4月 27日
					〃	〃	昭和 58年 4月 27日
	5代	東川 孝	昭和 62年 12月 16日～ 平成 3年 1月 16日	4	4代	梅沢 健三	昭和 62年 4月 27日
	6代	田中 哲	平成 3年 2月 22日～ 平成 7年 2月 21日	4	5代	東川 孝	平成 3年 4月 27日
	7代	瀬川 賢	平成 7年 5月 17日～ 平成 13年 3月 31日	6	〃	〃	平成 7年 4月 27日
	8代	太田 正孝	平成 13年 4月 1日～ 平成 16年 3月 31日	3	〃	〃	平成 11年 4月 27日
9代	野元 和光	平成 16年 4月 1日～ 平成 19年 3月 31日	3	6代	山口幸太郎	平成 15年 4月 27日	

表-6 歴代収入役

四、消える収入役 くさらば収入役よ

収入役制度が消えると知ったのは、平成十八年に新法が公布されたときである。

収入役制度が設置された明治二十一年の「市制・町村制」から新法で廃止となったのは平成十九年三月、数えて百十九年で任務終了ということになる。千歳市の収入役設置が大正四年四月、廃止が平成十九年三月



写真-3 昭和63年6月19日朝日新聞記事

であるから、九十二年間にわたって続いたことになる。

この間、職務に携わった一人として、一抹の寂しさを感じるものがある。これも時の流れであろうか……。

ここで、千歳市収入役制度のはじまりから廃止までを簡単にまとめてみよう。
 ・わが国の収入役制度は、明治二十一年市制・町村制で誕生した。ただし、この制度は北海道に適うされなかった。

- ・大正四年四月一日、二級町村千歳村に収入役が設置された。
- ・昭和十四年四月一日、一級町村千歳村に助役が設置された。収入役設置より遅れること二十四年だった。

最後の収入役は、九代目の野元和光。
 ・千歳の収入役制度は、平成十九年、九十二年の長い歴史に幕を下ろした。

「収入役さんお役ごめん」 これは昭和六十三年六月十九日付朝日新聞の見出しで、全国八十九町村で収入役を廃止しているとの報道がなされた(写真・三)。

このとき、収入役制度が一つの転換期にあるのかもしれないと思った。今は、静かに去った収入役に「くさらば収入役よ」の言葉と、健康であることを祈念して筆を置くこととする。

(文中敬称略)

註

註一 団体自治とは、国から独立した法人格をもつ地域団体の設置を認め、地域団体として地方行政にあたらせること。法律の意義における自治をいう。

註二 住民自治とは、地方行政の処理を中央政府の干渉を排して、その地方の住民の意思に基づき自主的に処理させることで、政治的意義における自治という。「団体自治」と「住民自治」が、地方自治を支える二つの要素といわれている。

註三 成田頼明「改正地方自治法の争点をめぐって」(自治研究七十五巻九号(株良書普及会)に詳しい)。

註四 井上馨 天保六(一八三五)年〜大正四(一九一五)年

明治・大正期の政治家、長州藩出身、明治二十五年第二次伊藤内閣の内務大臣、明治三十一年第三次伊藤内閣の大蔵大臣を務める。

註一五 俵静夫「収入役制度は、明治二十一年の市制町村制の産物である…」

と法律学全集「地方自治法」二〇一頁以下にある。

註一六 第一法規「助役・収入役・吏員制度改正に伴う例規整備

(Reiki-Navi2006-12)」に詳しい解説がある。

参考文献

俵 静夫 昭和四十(一九六五)年 『地方自治法(法律学全集八)』 有斐閣

田中二郎 昭和三十二(一九五七)年 『行政法総論(法律学全集六)』

有斐閣

田中二郎ほか 昭和四十(一九六五)年 『行政法講座第五卷(地方自治・公

務員)』 有斐閣

久世公堯 昭和五十五(一九八〇)年 『地方自治制度』 学陽書房

南博方ほか 昭和六十一(一九八六)年 『新版行政法(三) 地方自治法』

有斐閣双書

北海道 昭和五十(一九七五)年 『新北海道史五巻』

北海道 昭和六十三(一九八八)年 『北海道史略年表』

宮元義雄 昭和三十九(一九六四)年 『新版・地方財務事務―理論と実際』

第一法規出版

柴田啓次 昭和三十九(一九六四)年 『北海道自治(四月〜六月号)―北海道

一・二級町村制度の変遷―』

清水昭典 昭和四十五(一九七〇)年 『北見工業大学研究報告(第二巻五号)

―戦前における北海道自治制の特色について―』

成田頼明 平成十一(一九九九)年 『自治研究(七十五巻九号)―改正地方自

治法の争点をめぐって―』 (株)良書普及会

角川日本地名大辞典編纂委員会 昭和六十二(一九八七) 『日本地名大辞典

北海道上巻』 角川書店

千歳市民文芸の会 昭和六十三(一九八八)年 『千歳市民文芸 第十六号』

朝日新聞 昭和六十三(一九八八)年 「収入役さんお役ごめん」

朝日新聞社

平成十八(二〇〇六)年 『Reiki-Navi―助役・収入役・吏員制度改正に伴う

例規整備』 第一法規出版

北岡善作 昭和九(一九三四)年 『千歳・恵庭・廣島 三村銘鑑録』

『要覧ちとせ平成十八年度版』 千歳市

『現代用語の基礎知識』 自由国民社